

ID: 644

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。</p> <p>第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日